

投票区再編について

再編の方針

- (1) 有権者数が500人未満の小規模投票区を最大限減少させる。
(国の執行経費基準上において効果的な運用が可能)
- (2) 有権者数が3,000人を超え、かつ他の投票所と比較して区域が広いような投票区や震災からの復興で人口が集中している地域等に投票区を新設する。
- (3) 投票所の位置は、できる限り選挙人の利便性を考慮した配置とする。

再編の内容

当日投票所

105か所

当日投票所

79か所

※26か所減

本庁▲7、河北▲7、雄勝▲1、
河南▲6、桃生▲1、北上▲2、
牡鹿▲2

【再編に伴う主な支援内容】

- ◆新たな期日前投票所の設置
- ◆移動式期日前投票バスの運行
- ◆当日投票所無料巡回バスの運行
- ◆既存の期日前投票所の拡充

期日前投票所

16か所

(本庁、6 総合支所、
4 支所、イオンモー
ル石巻、専修大学、
離島3か所)

新設期日前投票所

1か所(桃生・山田地区)

※投票日前日に1～3
時間程度の開設

移動式期日前投票バス

(石巻地区半島部、牡鹿、雄勝地区のそれぞれの
一部地域)

※バス3台により1
投票所当たり 1～3
時間程度の開設

当日投票所の巡回バス等

(河北、河南、北上地区のそれぞれの一部地域)

※停留所方式による
無料巡回バスを運行

イオンモール石巻期日前投票所の拡充

現行3日間の開設を6日間に拡大(選挙執行日直近の月曜日から土曜日)

既存の期日前投票所の開設継続

(本庁、6総合支所、4支所、専修大学、離島3か所)

※各種支援を実施する具体的な行政区や集落については、別途選挙執行の都度決定する。

【支援基準】

- 統廃合等によって投票所までの距離が原則4.0km以上となる旧投票区が対象
- 移動式期日前投票バスにより支援を行う場合、500人未満の旧投票区内が複数の行政区(集落)で構成されているときは、有権者数が40人以上の行政区(集落)が対象
- 上記の支援基準に関わらず、特別な事情(震災時に既に統廃合が行われている等)による場合も対象

見直しの背景

- (1) 期日前投票所の利用実績増加に基づく当日投票所の利用者の減少
- (2) 投票環境の整備（投票所位置の見直し、土足化の推進等）
- (3) 事務従事職員等の効率的な配置・活用の必要性

今後の課題

- (1) 更なる投票区の再編の必要性
将来的な展望として、当日投票所がオンラインでつながり、期日前投票と同様に選挙人がどこの投票所でも投票することが可能となることが理想と考えており、今回の再編を完成形とすることなく、適宜検討していくことが必要となる。
- (2) 投票所（期日前投票所を含む）の開設時間の見直し
過去選挙における時間別の投票者数を比較すると、午後6時以降の投票者数が他の時間帯より少ないことや県内他自治体でも投票所閉鎖時刻の一斉繰上げ（1～2時間）が行われている現状から、一斉繰上げを検討すべき時期にあると考えるが、今回の再編が今後の選挙の投票行動にどのような影響を与えるか注視しながら、適用の可否及び時期を判断する。
- (3) 期日前投票における移動支援の検討
期日前投票を行う選挙人が増加傾向にあり、投票者全体の約4割を占めている現状となっていることから、今後の動向と推移を見定めながら、より一層の期日前投票環境の充実及び利便性の向上を図るため、以下の項目について試行による検証等を行った上導入に向けた検討・研究を行う。
【具体的な検討内容】
 - 既存の公共交通機関等の利用促進・案内の早期充実
 - 一定の要件のもと公共交通機関やタクシーを利用した場合の助成制度の検討
 - 高齢者・障がい者等を対象に、投票箱を載せた車両が要望に応じて個人の自宅前まで訪問し車両内で投票することができる登録制オンデマンド式期日前投票車両運行の研究
- (4) 若年層への主権者教育の推進
将来の有権者である児童・生徒が政治や選挙に対する関心を高めてもらうため、選挙出前講座の開催や、明るい選挙啓発標語及びポスターコンクール作品の募集等による選挙に対する意識の定着を目指し、より一層の学校教育における主権者教育が必要となる。

主なスケジュール等

- | | |
|------------|----------------------------------|
| ○令和6年2月 | 投票区再編事務局（案）として市議会へ説明することの委員会同意 |
| ○令和6年2月～3月 | 市議会会派説明（2回目～4回目） |
| ○令和6年3月 | 投票区再編事務局（案）として行政区長等へ説明することの委員会同意 |
| ○令和6年4月～5月 | 町内会長、行政区長等への説明 |
| ○令和6年6月 | 修正後の事務局（案）を提案 |
| ○令和6年6月 | 市議会会派説明（5回目）※文書による送付 |
| ○令和6年7月 | 委員会において再編案の決定（事務局案から再編案へ） |
| ○令和6年8月 | 庁議幹事会、庁議へ報告事項として付議 |
| ○令和6年9月 | 市議会全員協議会説明 |
| ○令和6年10月 | パブリックコメントの実施 |
| ○令和6年12月 | 投票区再編を委員会で最終決定 |
| ○令和6年12月以降 | 住民への公表・周知 |
| ○令和7年4月 | 市長選挙、市議会議員補欠選挙から適用 |

投票区再編に伴う支援対象地区一覧

■再編に伴う支援対象 *1

R6.7.19現在

新 投票区	新投票所名	旧 投票区	対象行政区	支援方法	投票所ま での距離
28	荻浜支所	28	福貴浦	移動式期日前投票バス	6.8
			狐崎浜	移動式期日前投票バス	6.1
			牧浜	移動式期日前投票バス	3.8
		30	折浜	移動式期日前投票バス	10.8
31	渡波公民館	31	小竹浜	移動式期日前投票バス	7.3
108	河北親林交流館	114	三輪田中	移動支援	2.4
			三輪田下	移動支援	4.2
121	雄勝総合支所	123	水浜	移動式期日前投票バス	8.0
142	河南北村農村交流センター	151	青木	移動支援	4.3
154	永井いきいき交流センター	167	檜崎東・山田	期日前投票所	9.2
161	北上保健医療センター	172	泉沢の一部	移動支援	2.9
			中原	移動支援	3.6
			要害	移動支援	4.2
			大上	移動支援	7.5
163	北上子育て支援センター	175	大指	移動支援	2.4
			小滝	移動支援	4.0
			小指（一）	移動支援	1.0
171	牡鹿保健福祉センター	182	新山	移動式期日前投票バス	8.0
173	谷川浜集会所	186	泊	移動式期日前投票バス	7.0

■特別な事情のある地域としての支援対象 *2

新 投票区	新投票所名	旧 投票区	対象行政区	支援方法	投票所ま での距離
121	雄勝総合支所	121	味噌作・原	移動式期日前投票バス	3.6
			船越	移動式期日前投票バス	7.2
			立浜・大浜	移動式期日前投票バス	6.5
			名振	移動式期日前投票バス	6.5
			荒	移動式期日前投票バス	8.8
			唐桑	移動式期日前投票バス	4.5
			波板（水浜）	移動式期日前投票バス	8.0
122	大須集会所	122	羽坂	移動式期日前投票バス	4.5
			桑浜	移動式期日前投票バス	9.8
171	牡鹿保健福祉センター	181	十八成	移動式期日前投票バス	2.8
172	大原センター	183	小淵	移動式期日前投票バス	2.3
			小網倉	移動式期日前投票バス	3.6
			給分	移動式期日前投票バス	2.5
174	寄磯地区集会所海友館ドイツハウス	187	前網	移動式期日前投票バス	2.5

*1 新投票所までの距離が概ね4.0 km以上となる地域を選定

*2 再編案には、「特別な事情のある地域についても支援の対象とする」旨を記述するが、具体的な投票区は明記せず、分室と協議のうえ選挙の都度決定する。

なお、ここに明記した対象行政区は、支援を実施する候補箇所となり、試行において運行した地域、かつ、震災により統廃合された投票区の区域内にあった地域の中で、分室から運行要望があった地域である。